



2015年12月17日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2015年12月7日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する73億7,350万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりますが、その後、金融庁長官から、審判手続開始決定通知書を受領いたしました。

これにつき、当社は、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を本日提出いたしましたのでお知らせいたします。今後、当社は金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。当社は、過去最高額となる課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。信頼回復に向けて全社一丸となり、再発防止策の着実な実行に全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以 上